

平成 29 年度

事業計画及び予算の概要

平成 29 年 2 月 27 日に開催されました第 152 回栃木県市町村職員共済組合組合会において、平成 29 年度の事業計画及び予算が議決されましたので、本号ではその概要についてお知らせします。

総括事項

平成 29 年度の事業計画及び予算編成にあたり、基礎となった数値です。

所属所数	市	14	組合員数	16,655 人
	町	11	任意継続組合員数	274 人
	一部事務組合等	16	被扶養者数	15,512 人
	合計	41	平均標準報酬の月額	長期 378,610 円 短期 389,390 円

短期経理（短期給付事業）

◎短期経理財源率及び介護保険財源率を引き上げます。

短期経理は、組合員の皆様の掛金と地方公共団体の負担金を主な収入として、組合員とその被扶養者の皆様が医療機関等で受診されたときの医療費や出産費等の各種給付金を支払う「短期給付」や、高齢者医療制度・介護保険制度等への納付金及び支援金等の拠出などを行っています。

短期経理の財政状況については、平成 28 年度は 3 億 969 万円の当期利益金が見込まれるため、平成 28 年度末の短期積立金は 8 億 9,791 万円となる見込みです。平成 29 年度の短期経理は、前期高齢者納付金が概算給付費の増加及び前々年度の精算等の影響、後期高齢者納付金が全面総報酬割になった影響により、合わせて 10 億 328 万円増加したこと等により、当期損失金が生じる見込みとなり、短期積立金では賅うことができないため、短期経理財源率を 1.84/1000 引き上げ 90.8/1000 にすることとします。

なお、高齢者医療制度等への納付金・支援金等へ充てるための財源率（特定保険料率）は、短期経理財源率 90.8/1000 のうち、48.14/1000 となり、短期経理財源率の約 53% を占めています。

介護保険の財源については、平成 28 年度は 773 万円の当期利益金が見込まれ、平成 28 年度末の介護積立金は 411 万円となる見込みです。平成 29 年度は介護納付金の算定方法が段階的に総報酬制が導入される影響により 8,386 万円増加したことにより、当期損失金が生じる見込みとなるため、介護積立金では賅うことができないため、介護財源率を 1.24/1000 引き上げ 13/1000 にすることとします。

■短期財源率及び介護財源率

標準報酬月額及び標準期末手当等の額と、掛金・負担金の割合

●短期財源率

(単位：%)

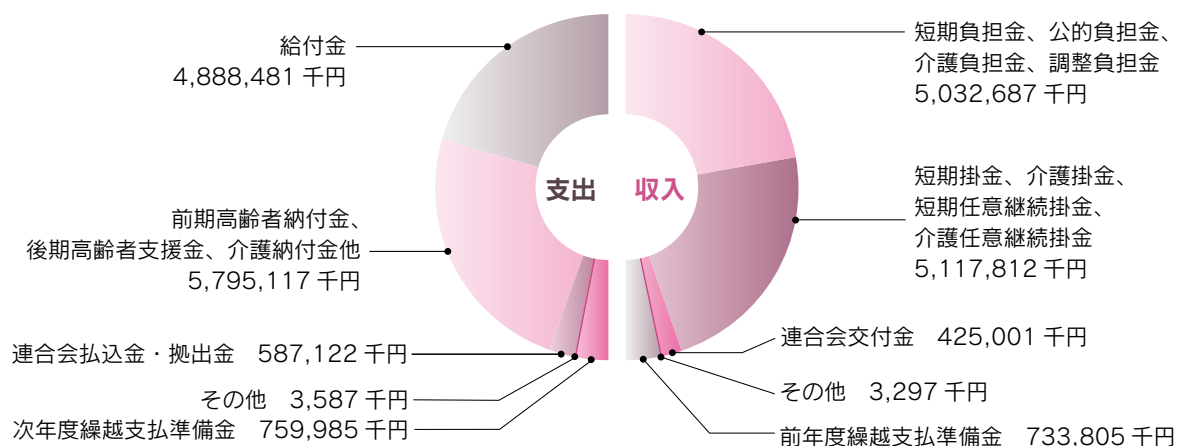
区分		掛金	負担金
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	標準報酬月額に係る率	45.4	45.4
	標準期末手当等の額に係る率	45.4	45.4
長期組合員 市町村長長期組合員	標準報酬月額に係る率	2.11	2.11
	標準期末手当等の額に係る率	2.11	2.11
任意継続組合員		90.8	

●介護財源率

(単位：%)

区分		掛金	負担金
該当組合員	標準報酬月額に係る率	6.5	6.5
	標準期末手当等の額に係る率	6.5	6.5
任意継続組合員		13.0	

短期経理に係る資金計画



収入計 11,312,602 千円

当期損失金 721,690 千円

支出計 12,034,292 千円

差引次年度繰越利益剰余金 627,887 千円

厚生年金保険経理

◎ 9月に保険料率が引き上げられます。

この経理は、組合員の皆様からの組合員保険料と、地方公共団体からの負担金を原資として、主に老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の給付に要する費用を賄っています。

公務員の厚生年金に係る保険料率は毎年9月に引き上げられ、平成30年9月に183%となり、厚生年金と統一されます。

なお、70歳以上の方は、厚生年金の加入資格がありませんので、組合員保険料の徴収はありません。

● 厚生年金保険財源率

(単位：%)

区 分	平成29年4月～8月		平成29年9月～平成30年8月	
	組合員保険料	負担金	組合員保険料	負担金
標準報酬月額及び標準期末手当等の額に係る率	88.16	88.16	89.93	89.93

退職等年金経理

この経理は、組合員の皆様の掛金と地方公共団体の負担金を原資として、公務員版企業年金に相当する退職年金並びに平成27年10月以後に事由が発生した公務上の障害年金、遺族年金の給付に要する費用を賄っています。

退職等年金は、厚生年金とは異なり70歳以上の方も加入します。

● 退職等年金給付財源率

(単位：%)

標準報酬月額及び標準期末手当等の額に係る率	掛 金	負 担 金
		7.5

※掛金等の率は、平成28年度と変更ありません。

経過的長期経理

この経理は、地方公共団体の負担金と平成27年9月以前の積立金を原資として、旧3階部分の退職共済年金(経過的職域加算額)及び平成27年10月前に決定した公務上の障害・遺族年金給付に要する費用を賄っています。

負担金と積立金を原資としていることから、組合員の皆様の負担はありません。

● 経過的長期給付負担金率

(単位：%)

標準報酬月額及び標準期末手当等の額に係る率	負 担 金

経過的長期預託金管理経理

経過的長期給付事業に係る積立金については、全国市町村職員共済組合連合会が運用していますが、その資産の一部を連合会から預託を受け、縁故地方債の引き受け、貸付事業の貸付金の原資として運用しています。

業務経理

◎『共済のしおり』を配布します。

この経理は、当組合の業務運営に必要な人件費や事務費等を賄うもので、地方公共団体の負担金として、組合員1人当たり年額 11,440 円と全国市町村職員共済組合連合会からの交付金により賄っています。

支出については、当組合が区分所有していた栃木会館の解体に係る負担金や、共済組合の事業について周知するための冊子「共済のしおり」を作成し、組合員の皆様に配布するための費用などを見込んでおります。

その結果、収入については約 2 億 8,929 万円、支出については約 3 億 3,090 万円となり、約 4,161 万円の当期損失金を見込みました。

保健経理 (保健事業)

◎禁煙外来への助成を行います。

◎全国の市町村職員・都市職員・指定都市職員共済組合が運営する宿泊施設の利用助成金額の引き上げ及び6歳以上としていた被扶養者の年齢制限を撤廃します。

この経理は、組合員及び被扶養者の皆様の疾病予防を目的とした人間ドック、がん検診等への助成、生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査及び特定保健指導、皆様の保健保養を目的とした宿泊施設利用助成などを行っております。

平成 27 年 8 月に策定した「データヘルス計画：第 1 期」については、平成 29 年度が 3 年計画の最終年度となるため、第 1 期計画の評価・分析を行い、改善点を抽出し、次期計画に反映させていきます。

平成 29 年度は、より疾病予防対策を強化するため、禁煙コンテストへの助成に代わり、禁煙外来への助成を実施してまいります。

また、宿泊利用助成について、全国の市町村職員・都市職員・指定都市職員共済組合が運営する宿泊施設の利用助成金額を1人1泊 3,000 円に引き上げ、6歳以上としていた被扶養者の年齢制限を撤廃し、保養事業の充実を図ります。詳細は裏表紙をご覧ください。

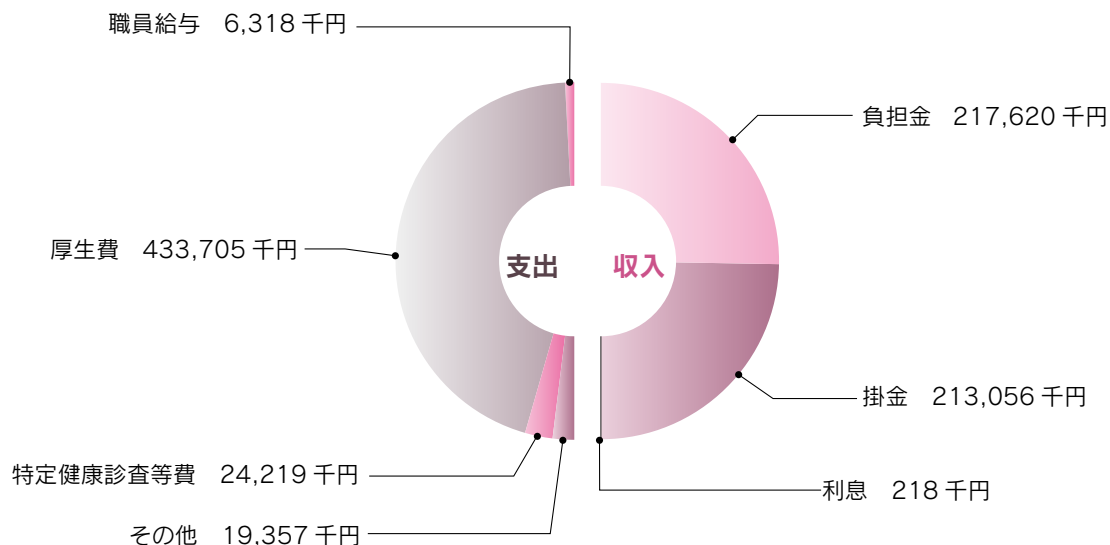
なお、平成 29 年度の保健経理に係る資金計画においては、約 5,280 万円の損失が見込まれますが、積立金を取り崩してこれに当てることとし、保健財源率については、単年度収支及び繰越利益剰余金の状況を考慮し据え置くこととします。

●保健財源率

(単位：%)

	掛金	負担金
標準報酬月額及び標準期末手当等の額に係る率	2.12	2.12

保健経理に係る資金計画



収入計 430,894 千円

支出計 483,599 千円

当期損失金 52,705 千円

差引次年度繰越剰余金 438,279 千円

● 事業の種類

項 目		概 要	
保 健 関 係 保 健 事 業	人間ドック	30歳以上の組合員と35歳以上の任意継続組合員及び被扶養配偶者が対象 助成金額 日帰りドック、脳ドック（日帰り）…26,000円 宿泊ドック、脳ドック（宿泊）…36,000円 受診年度60歳の組合員については、40,000円を限度として助成	
	がん検診	健康診断に併せて検診を行った場合に、下記金額を限度として助成 組合員対象 胃がん検診…4,000円 大腸がん検診…1,700円 肺がん検診…660円 35歳以降、5歳間隔の年齢の組合員対象 肝炎ウイルス検査…1,900円 50歳以上の男性組合員対象 前立腺がん検診…2,000円	
	婦人科検診	健康診断に併せて検診を行った場合に、下記金額を限度として助成 女性組合員対象 子宮頸がん検診…4,500円 乳がん検診（視触診＋超音波）…2,800円 40歳以上の女性組合員対象 乳がん検診（超音波＋X線撮影）…4,800円	
	PET検査助成	30歳以上の組合員と35歳以上の任意継続組合員及び被扶養配偶者が対象 PET（陽電子放射断層撮影）検査を受診した場合に、62,000円を助成	
	歯科健診	出向型と来院型の歯科健康診断費用の全額を助成	
	インフルエンザ助成	組合員及び被扶養者が対象 インフルエンザ予防接種時の自己負担が1,000円以上の場合に、1回につき1,000円を2回まで助成	
	電話健康相談	組合員、被扶養者及び同居の家族を対象に、病気やケガ、育児、メンタル等専門家による健康医療相談を実施	
	禁煙サポート助成	組合員及び被扶養者等が対象 医療機関にて保険適用の禁煙外来を受診し、禁煙に成功した場合、自己負担が10,000円以上の場合に、10,000円を1回のみ助成	
	救急薬品等配付	組合員及び任意継続組合員に、救急薬品等を選択制により配付	
	保養関係	宿泊施設利用助成 組合員、任意継続組合員及びその被扶養者が対象 全国の市町村職員・都市職員・指定都市職員共済組合が運営する宿泊施設及び共済組合が契約した栃木県内の旅館・ホテル・民宿等を利用した場合に、1人1泊につき3,000円を助成 共済組合が契約した栃木県外の旅館・ホテル・民宿等を利用した場合に、1人1泊につき2,000円を助成	
	図 書 ・ 広 報 関 係	保健関係図書	組合員又は被扶養者が出産したときから1年間（12回）育児指導誌を配布
		医療費通知 後発医薬品差額通知	組合員及び被扶養者を対象に、医療費及び後発医薬品（ジェネリック医薬品）の差額について通知
		受診勧奨通知	組合員及び被扶養者を対象に、検査値（血圧・血糖・脂質）が受診勧奨値を超えており医療機関を未受診の場合に通知
講 座 関 係	健康セミナー	組合員及び被扶養者等が対象 健康セミナーの開催	
	ライフプランセミナー	組合員及び被扶養者等が対象 ライフプランセミナーの開催	
	健康料理教室	組合員及び被扶養者等が対象 健康料理教室の開催	
特定健診・ 保健指導	特定健康診査	特定健康診査費用の全額を助成	
	特定保健指導	特定保健指導費用の全額を助成	

貯金経理（共済貯金事業）

この経理は、共済組合が貯金加入者からお預かりした資金を、国債・地方債・社債・諸債券（政保債・財投債）などの債券で運用し、運用益の還元をすることによって、組合員の福祉の増進を図ることを目的としています。

平成29年度の支払利率は年1.5%を維持し、貯金総額は438億9,100万円を見込んでいます。資金運用につきましては、金融情勢の動向に注視し、安全な運用に努め、将来にわたり持続可能な資金管理を行います。

貸付経理（貸付事業）

この経理は、組合員の皆様の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、組合員の臨時の支出に対する資金の貸付けを行っております。なお、貸付けの種類は、普通貸付、住宅・在宅介護対応住宅貸付、災害貸付、特別貸付（医療・入学・修学・結婚・葬祭）等があります。

貸付利率は、平成29年3月現在、普通・住宅・特別貸付は年2.66%、在宅介護対応住宅貸付は年2.40%、災害貸付は年2.22%です。また、住宅貸付を受ける場合は抵当権の設定が不要なことや、入学貸付では入学金の振込み期限によって随時貸付を行っていますのでぜひご利用ください。

物資経理（物資事業）

この事業は、共済組合が指定契約をした業者（指定店）から、組合員及びその家族が必要とする生活必需物資を供給することや、遺族付加年金“きずな”にご加入いただくことで皆様の生活内容の向上を図ることを目的としています。

なお、平成29年度の立替金利率については、前年度に引き続き、自動車物資は年1.7%、一般物資は無利子となります。

また、遺族付加年金“きずな”については、平成29年1月更新時より医療保障保険に給付拡大部分が新設されたほか、一時払退職者傷害保険が退職する全組合員にご加入いただけるようになりました。